

## 仕様書

### 1 業務の名称

チケット販促支援計画の作成及びW e b ・ S N S 広告運用業務

### 2 業務委託期間

契約締結日から 2026 年 11 月 30 日（月）まで

### 3 目的

今年開催される第 20 回アジア競技大会（2026/愛知・名古屋）及び第 5 回アジアパラ競技大会（2026/愛知・名古屋）に向けて、チケットの販売が予定されている。

チケット販売は大会の運営主体たる組織委員会が担うものであるが、開催都市が行う機運醸成の目的・成果としても、チケット販売の促進は重要なものであり、大会情報の発信等の広報により組織委員会のチケット販売を支援していく必要がある。

この度、大会に関する情報を広く広報し、チケット販売を促進するため、チケット販売支援計画を作成し、実際にW e b ・ S N S 広告の運用を実施する。

### 4 業務内容

#### （1）チケット販促支援計画の作成

受託が決まってから 1 か月以内に、速やかに組織委員会関係課から情報収集を行い、以下のア～エに従い、チケット販促支援計画を作成すること。

- ア 組織委員会が行うチケット販売の開始時期や、大会までに予定されているイベント等のタイミングを捉え、効果的なタイミングで P R を行うことができる計画とすること。
- イ 単に広告として認知を拡大させ、興味・関心を喚起するに留まらず、行動変容を促しチケット販売に繋がる計画とすること（例：スポーツへの関心が高い層への訴求や、反復して広告を打つ中で得られるチケット販売に高確率で繋がる性年代別・居住地別の反応率等のデータを蓄積し活用する等）。
- ウ 大会の認知拡大、興味・関心の喚起、記憶の定着といった段階的な訴求や、チケット購入可能性の高いと想定されるターゲットに対し、複数の広告出稿媒体の柔軟な活用で時機を捉えた集中広告を打つなど、戦略的な運用の指針を示し、その実施により費用対効果の高くなるような計画とすること。
- エ 組織委員会が持つ広報計画と連携し、効果を最大化するよう努めること。

#### （2）W e b ・ S N S 広告運用業務

4（1）で作成したチケット販促支援計画に基づいたW e b ・ S N S 広告の運用を行うこと。

##### ア 広告対象

対象は日本国内在住者とすること。

ただし、愛知県、岐阜県、三重県、静岡県、東京都、大阪府は、開催地域限定の先

行販売の対象地域として、これまでの広報の結果、他の地域より認知度が高くなっていることを踏まえ、柔軟な広告を検討すること。

イ 実施時期

契約締結日以降準備ができた日から 2026 年 10 月まで(具体的な日程は別途協議の上決定する)。

ウ 使用メディア

広告素材の閲覧数又は視聴数、組織委員会が用意するチケット情報サイトへの遷移数(以下、「クリック数」という。)を最大化させるような運用を行うこと。

以下に例示する複数メディアを活用し、狙うべきターゲットに最も効果のある媒体を選択すること。ただし、一部の媒体に偏らないよう、複数のメディアに予算を配分するよう留意すること。

また、各メディアのアカウントは、委託者(愛知県または名古屋市)が所有しているものを活用することができる。

(ア) 検索連動型・ディスプレイ広告

Google、Yahoo!など

(イ) SNS 広告

Meta 広告 (Facebook、Instagram)、X、LINE

(ウ) 動画広告

YouTube など

エ 広告素材

広告素材は、第 20 回アジア競技大会(2026/愛知・名古屋)大会ルックガイドライン及び第 5 回アジアパラ競技大会(2026/愛知・名古屋)大会ルックガイドラインに従い受託者が作成し、組織委員会関係課の了解を得たものを用いること。

組織委員会から支給される場合に限り、そちらを用いることができる。

オ 想定 KPI

閲覧数、視聴数、クリック数などの計測可能な数値で、実現可能な KPI を設定すること。ただし、想定 KPI を超えた場合も、予算の範囲内で効果を最大化させるよう運用に努めること。

カ 広告配信効果、遷移者の属性情報の把握

クリエイティブの閲覧者、視聴者、クリック者の属性情報、および購買情報(コンバージョン数など)を把握し、広告配信効果の最適化を検討および対応できる環境を整えること。

キ 遷移先

公益財団法人アジア・アジアパラ競技大会組織委員会が設置する、チケット情報サイトとすること(ただし、組織委員会の方針に基づき、委託者の指示により途中で遷移先を変更することがある)。

(3) 運用結果の報告

運用の結果を下記ア及びイにより報告すること。

ア 1 か月に 1 回程度、運用の実績・成果を報告し、以後の広告戦略について委託者の

了解を得ること。

- イ 最終広告終了後から3週間以内に、閲覧者、視聴者、クリック者遷移者等の情報を集計した報告書を提出すること。

## 5 広告運用体制・連絡体制の整備

### (1) 運用体制の構築

上記の業務内容を実施し、確実にチケットの販売促進に繋げるため、必要な運用体制を整えること。

第20回アジア競技大会(2026/愛知・名古屋)及び第5回アジアパラ競技大会(2026/愛知・名古屋)は、「大規模国際大会」かつ「スポーツ・パラスポーツ」という特徴がある特殊な大会であることから、大規模国際スポーツ大会等のプロモーション実務経験とノウハウを持ち合わせた人材がいることが望ましい。

### (2) 連絡体制の整備

Web・SNS広告を効果的に実施するには、委託者を始め組織委員会関係各課との円滑なコミュニケーションや情報連携を図る必要があることから、1か月に1回程度、委託者と受託者、組織委員会関係課を含めた打ち合わせを実施すること。

## 6 成果物

上記業務の実施の結果として、以下の成果物を指定された期日までに委託者に納入し、委託者の承認を受けること。

### (1) 成果物一覧

該当番号	成果物名	納入方式	提出期日
4(1)	販促支援計画書	電子データ、印刷物	受託の決定から1か月以内
4(3)	運用結果報告	電子データ、印刷物	最終広告終了後から3週間以内

### (2) 成果物納入先

愛知県アジア・アジアパラ競技大会推進局 企画調整課 啓発グループ

## 7 留意事項

- (1) 本業務で知りえた情報については、管理・保管を十分行うとともに、外部への漏えいに十分注意すること(契約終了後も同様とする)。
- (2) 本業務の実施にあたっては、事前に委託者と十分協議を行うこと。また、必要に応じて打合せを実施すること。
- (3) 本業務を遂行する上で必要となる一切の経費は本契約に含むものとし、受託者が負担すること。
- (4) 委託業務の実施にあたり、使用する図表やデータ、画像、映像等の著作権・使用权等の権利については、受託者において、使用許可等を得ること(委託者が提供する

ものを除く)。なお、これらを怠ったことにより著作権等の権利を侵害したときは、受託者は、その一切の責任を負うこと。

- (5) 委託業務の実施にあたり、障害や事故等の問題が発生したときは、委託者に遅滞なく報告するとともに、速やかに誠実な対応を行うこと。
- (6) 本事業は、国の補助金を活用した事業のため、会計検査院の实地検査等の対象となる。本事業に係る会計实地検査等が行われる場合は、事業終了後であっても協力すること。
- (7) 受託者は、事業完了後5年間、本委託事業に係る会計帳簿及び証拠書類を、県及び市の求めに応じていつでも閲覧に供することができるよう保存しておくこと。本事業の経理処理にあたっては、委託費の対象となる経費を明確に区別して処理すること。
- (8) 本仕様書に記載のない事項については、必要に応じて委託者と受託者が協議して決めるものとする。